

受動喫煙防止対策に関する今後の取組みについて

I 今年度の取組み方針（平成 28 年度）（＝第 3 回会議で承認済み）

- 27 年度中に敷地内禁煙（事情がある場合は建物内禁煙）の実施率 100%となるよう取り組むこととしていたが未達成であった医療機関（病院）について、28 年度中に実施率 100%となるよう取り組む。
- 公共性の高い施設における敷地内禁煙又は建物内禁煙（事情がある場合は完全分煙）の実施率を 28 年度を目途に 100%となるよう取り組む。
- 不特定多数の者が利用する施設（飲食店、宿泊施設等）における「やまがた受動喫煙防止宣言」の提出数の拡大を図る。

II 今後の対応

1 施設種類別の具体的な対応

（1）医療機関（病院）

- ・敷地内禁煙を実施できていない病院に対し、実施できている病院の情報を提供し、今年度中に更なる行動を働きかけていく。
- ・敷地内禁煙を実施した病院を、実施次第追加公表する。
- ・第 3 回実行委員会において次回検討することとした建物内禁煙未実施の病院の公表については、前記取組みを行った上で検討する。

（2）公共性の高い施設

- ・敷地内禁煙を実施できていない市町村に対し、今年度中の実施を、保健所と連携して個別に要請していく。
- ・敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施した市町村を、実施次第追加公表する。
- ・建物内禁煙未実施の市町村役場、分庁舎、議会棟の公表については、第 3 回実行委員会において次回検討することとした。これについては、今年度末時点で未達成の施設を公表する。

（3）不特定多数の者が利用する施設

- ・引き続き、関係団体と連携して宣言の提出促進を図り、より多くの施設から宣言をしてもらうことで受動喫煙防止への理解を深め、対策実施につなげていく。

2 受動喫煙防止対策に係る各種調査

調査名	調査対象	調査機関	H28	H29	備考
喫煙率調査 （県民健康・栄養調査）	一般県民	県	○		H22 実施
受動喫煙防止対策調査 （アンケート調査）	飲食店、理容店、美容店、宿泊施設、遊技場施設、金融機関、公衆浴場、レジャー施設等	県		○	H26 実施